

Special needs education

第1号 平成22年7月13日(火)

個に応じた指導の推進① ～「特殊教育」から「特別支援教育」へ～

時下、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。日ごろより、本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り、心より感謝申しあげます。

さて、既にご承知のこととは思いますが、平成19年度より学校では『特別支援教育指導体制の確立』という教育界における大変革が開始されています。体制の確立に向けて、それぞれの学校の実情に応じた指導体制を構築していくことになっています。

具体的には、以下の3点が文部科学省より義務づけられています。

- 1) 「個別教育支援計画」の作成<随時>
- 2) 「特別支援教育コーディネーター」の設置
- 3) 「特別支援教育委員会(校内委員会)」の設置

これを受け、本校の実情と創意工夫により「市名坂小学校特別支援教育プラン」を作成し、実施していくこととなります。おたより「Special needs education(特別支援教育推進だより)」等で情報提供を随時していきますので、よろしくお願ひします。

『特別支援教育』は希望制

指導・支援対象は以下の通りと考えています。

- 1) 従前の特殊教育による指導対象児童
 - 2) 発達障害児童等(ADHD, LD等)
 - 3) 何らかの教科・領域学習等で、支援活動が必要とされる児童
- * 努力不足等による学業不振の場合は含まれません。



【教育目標】 未来を生きぬく、心豊かでたくましい子供の育成
思いやりのある子 明るく元気な子 すすんで学ぶ子

『特別支援教育』の3つの支援体制

指導・支援体制（通常学級の場合）は、以下の通りになります。

1) 第1次支援・・・それぞれの学級・学年で行っていく支援

特別な教育的支援を必要とする児童を含めた集団づくり、環境の整備、授業の見直し等

2) 第2次支援・・・学校全体の「校内支援チーム」による支援

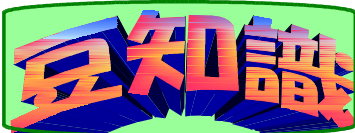
学級・学年だけの配慮だけでは難しい場合、別室での個別学習や教室でのTT支援を計画的に支援

3) 第3次支援・・・他機関の連携も含めた支援

通級指導教室の利用や特別支援教育指導補助員等、教育委員会や校外との連携を含めた計画的な支援

『特別支援教育』を受けたいときには

- 1) 担任に要請
- 2) 教育相談（担任及び特別支援コーディネーター）→児童の実態と指導の方向性の把握
- 3) 特別支援教育委員会（校内委員会）→児童の実態と重点指導項目の決定
- 4) 教育相談（担任及び特別支援コーディネーター）→保護者への報告等
- 5) 指導・支援の実践
- 6) 特別支援教育委員会（校内委員会）→経過報告
- 7) 教育相談（担任及び特別支援コーディネーター）→保護者への報告等



特別支援教育とは？

2001年から文部科学省では、「特殊教育」から「特別支援教育」と呼び方を変えました。諸外国を見ると、最も一番最初に言い出したのはイギリスで、1978年（昭和53年）に特別支援教育の中心概念である「特別な教育的ニーズ」が文書として議会で使用されています。その頃、日本ではやっと「養護学校義務化」を打ち出し、就学免除・就学猶予制度が廃止されています。つまり、ほぼ20年間程度は遅れていたことになります。

「特別支援教育」の登場により急速に支援対象が拡大し、教育手法も多様に発展しています。支援対象となる子供たちも「支援を必要としている子（特別な教育的なニーズを必要している子）」と呼ばれるようになってきました。

最後に、「特別支援教育」を「*Special support education*」と日本語そのままに誤訳する専門家もいますが、上記の意味から推察されるように「*Special needs education*」とするのが正しいとわかりますね。

いつでも受け付けています！！ **特別支援教育相談** (TEL 773-8901)